

## 第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

### 〔1〕市街地の整備改善の必要性

#### （1）現状

本市の中心市街地における主要な軸となる旧国道や官庁街通り、産馬通りなどについては整備済みとなっており、一部の都市計画道路が未整備となっている。その他の市道では、片側歩道や幅員の狭い道路及び交差点部の口違い部分が見られるなど、中心市街地の回遊動線を阻害している状況にある。

官庁街通り周辺には、緑地や公園が広がっており、総合体育センターをはじめとした様々なスポーツ施設、市民文化センター等の文化施設、野外芸術文化ゾーン構想の一環である十和田市現代美術館等の芸術施設が配置されており、市民だけでなく近隣の市町村の住民にも憩いと文化を提供している。

しかしながら、中心市街地における商店街周辺では、緑地や小公園が不足しており、来街者が買い物をしながら休憩できるスペースが不足している状況であり、また、老朽家屋や空き家、空き地（青空駐車場を含む）が多くなってきている。

中心商店街の駐車場の総設置数は、平成17年時点で、113カ所、1,803台となっており、月極駐車場は26カ所、594台となっている。平成9年に商店街振興組合により無料駐車場が3カ所(72台)設置されたものの、全体的には、買い物客が自由に駐車できる時間貸駐車場等の整備が遅れ、月極以外の駐車場はほとんどが個別店舗の専用駐車場という状況である。

平成17年度に実施した「中心市街地活性化診断助言調査」によるまちかどアンケートでは、車での利用のしやすさを求めている反面、実際には徒歩や自転車で訪れる人も多く、歩行者専用道路や公園等の安らぎや快適性を求める声も多く見られる。

#### （2）市街地の整備改善のための事業の必要性

こうした現状を踏まえ、中心市街地には快適な歩行空間や憩える空間整備が必要とされており、歩道のグレードアップや公園整備などにより、来街者の回遊性や歩行の快適性を高め、歩いて楽しめるまちづくりを進める必要がある。

このことから、以下の事業を基本計画に位置づける。

◎道路等の整備：市街地歩行者サイン整備事業、アートファニチャー整備事業、市道第二東裏通り線整備事業、市道国道・西十二番町線整備事業、市道稲生・前谷地3号線整備事業、市道大学通り線整備事業

◎駐車場施設：十和田市観光駐車場整備事業

◎公園緑地の整備：アート・パサージュ横丁整備構想策定事業

◎計画の策定：ArtsTowadaプロジェクト・プラン策定事業、まちづくり事業コーディネート事業

#### （3）フォローアップの考え方

計画期間中の毎年度、進捗状況について検証を行い、計画の見直し及び改善措置を行う。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： ArtsTowada プロジェクト・プラン策定事業</p> <p>○事業内容： ・中心市街地におけるアートの活用プランを策定</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	市	<p>野外芸術文化ゾーンのコセプトを中心市街地に拡げるため、市民、行政、専門家の協働で、街なかの景観等、アート活用する方法について一定の方向性を定め、アートによる景観整備や市民活動の展開等を図り、本計画で実施する事業に反映させる。</p> <p>中心市街地の回遊性を高め、現代美術館の来訪者を中心商店街へと誘導するとともに、市民及び観光客等の交流を促進することができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金 (事業活用調査)</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	
<p>○事業名： まちづくり事業コーディネート事業</p> <p>○事業内容： ・各事業の検証について専門家による指導・助言</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	市	<p>まちづくりを円滑に進めるため、市民の声や民間事業者の提案等をまちづくりに反映させるとともに、まちづくりについて随時検証と見直し等を行う。</p> <p>事業スケジュールや関係機関との調整を図りながら各事業を効果的に推進することができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金 (事業活用調査)</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	
<p>○事業名： アートファニチャー整備事業</p> <p>○事業内容： ・中心市街地活性化区域において、アートファニチャー等を整備</p> <p>○実施時期： 平成 22～24 年度</p>	市	<p>野外芸術文化ゾーンのコセプトを中心市街地に拡げ、街並みの一体感をつくりながら景観の向上を図るため、ArtsTowada プロジェクト・プランに基づくファニチャー等を商店街区に設置する。</p> <p>ファニチャー等の設置により、中心市街地に点在する歴史・文化施設、中心商店街、飲食街等と野外芸術文化ゾーンを有機的に繋ぐことで、市民の快適性向上はもちろん、観光客等の商店街への回遊性を確実に図ることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金 (高質空間形成施設)</p> <p>○実施時期： 平成 22～24 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： 市街地歩行者サイン整備事業</p> <p>○事業内容： ・中心市街地区域内において、歩行者用の誘導案内標識の整備</p> <p>○実施時期： 平成 22～23 年度</p>	市	<p>賑わいの路(旧国道 4 号)、歴史文化の路(太素塚～現代美術館)、潤いの路(駅～旧国道 4 号)において、ArtsTowada プロジェクト・プランの提案に基づく歩行者用の誘導案内標識の整備を実施する。</p> <p>特徴的な歩行者サインで中心市街地内の主要な施設等を結ぶことにより、来街者の回遊を促すことができる。</p> <p>また、アートファニチャー整備事業と連携して、まちにアートの雰囲気醸し出し、歴史・芸術・文化を活かした景観形成を図ることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金(地域生活基盤施設)</p> <p>○実施時期： 平成 22～23 年度</p>	
<p>○事業名： 市道第二東裏通り線整備事業</p> <p>○事業内容： ・歩道、車道整備 ・延長 1,400m ・道路幅員 11m ・歩道幅員 2.5m</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	市	<p>本市駅前から国道 102 号までを結ぶ区間の歩道において、不便な道となっている歩道の段差解消を図るなど、安全性の高い歩行空間の整備を実施する。</p> <p>これにより、買い物客や観光客の歩行の安全性、快適性、回遊性の向上を図る。</p> <p>駅前と中心商店街との歩行導線を強化し、歩行者通行量を増加させることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金(道路)</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	
<p>○事業名： 市道国道・西十二番町線整備事業</p> <p>○事業内容： ・歩道、車道整備 ・延長 270m ・道路幅員 11m ・歩道幅員 2.5m</p> <p>○実施時期： 平成 21～22 年度</p>	市	<p>市立中央病院、市役所等が立ち並ぶ官公所地区と、現代美術館、中心商店街との連絡路線の一部である本線の歩道及び車道の改良整備を実施する。</p> <p>これにより、病院利用者、観光客の歩行の安全性や快適性の向上を図る。</p> <p>市立中央病院の周辺環境の向上により、歩行者通行量を増加させることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金(道路)</p> <p>○実施時期： 平成 21～22 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： 市道稲生・前谷地3号線整備事業</p> <p>○事業内容： ・歩道、車道整備 ・延長170m ・道路幅員5.5m ・歩道幅員2.0m</p> <p>○実施時期： 平成22～23年度</p>	市	<p>十和田市駅から中心商店街へのアクセスの向上を図るため、現道幅員を活かしコミュニティ道路として整備する。</p> <p>狭隘で劣悪であった本線について再整備することで、歩行者の安全性や快適性の向上を図る。</p> <p>駅前と中心商店街との歩行導線を強化により、歩行者通行量を増加させることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金（道路）</p> <p>○実施時期： 平成22～23年度</p>	
<p>○事業名： 市道大学通り線整備事業</p> <p>○事業内容： ・歩道、車道整備 ・延長360m ・道路幅員11.0m ・歩道幅員2.0m×2</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	市	<p>十和田市駅や北里大学から中心市街地へのアクセスの向上を図るため、歩道並びに車道を整備する。</p> <p>これにより、歩行者の安全性や快適性の向上を図る。</p> <p>中心市街地の入り口となる道路の歩行導線を強化し、歩行者通行量を増加させることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金（道路）</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 十和田市観光駐車場整備事業</p> <p>○内容 駐車場整備</p> <p>○実施時期 平成21～22年度</p>	市	<p>十和田市のシンボルロードである官庁街通りのイベント等に対応した観光駐車場を整備する。</p> <p>官庁街通りは、「春まつり」、「夏まつり」、「秋まつり」、「駒フェスタ」等のイベントが年間を通じて開催されており、市民はもとより、県内外の観光拠点として位置付けられており、さらなる観光客の誘客及び回遊を図るため必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容 電源立地地域対策交付金</p> <p>○実施時期 平成21～22年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： アート・パサージュ 横丁整備構想策定事業</p> <p>○事業内容： ・アート・パサージュ 横丁整備構想策定</p> <p>○実施時期： 平成 23～25 年度</p>	<p>株まちづく り+和田  市</p>	<p>商業コアゾーンにおいて、老朽施設を解体し、商店街と飲食街を結ぶ歩道（パサージュ）とともに、樹木の植栽、アートファニチャー等の配置による休憩空間、緑化空間の整備や、中心商店街に不足している若者向けの衣類や雑貨、飲食を中心とした簡易商業施設（屋台村など）の整備を行う構想を策定する。</p> <p>アート・パサージュと併せ、新たな魅力を付加した横丁として再生、整備することで、市民や観光客等の回遊性、快適性を高めるとともに、商店街の景観の向上とイメージアップを図り、若者の来街増加を促すことができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	